別表七（二）付表三　記載要領

1　この表は、通算法人が令第112条の２第５項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令第112条第５項第１号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、令第112条の２第５項において準用する令第112条第７項に規定する場合に該当するときに記載すること。

2　「関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の計算の明細」の各欄は、関連法人（令第112条の２第５項において準用する令第112条第７項に規定する関連法人をいう。以下この記載要領において同じ。）を被合併法人とする同項に規定する承認前二年以内適格合併が法第57条第３項（欠損金の繰越し）に規定する共同で事業を行うための合併として政令で定める適格合併に該当する場合には、当該関連法人（同条第２項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合には、当該みなされた欠損金額に係る他の関連法人を含む。）については、記載しないこと。

3　「関連法人対象事業年度の欠損金発生額（関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）(6)」及び「関連法人対象事業年度の欠損金発生額(6)　⑮」の各欄の内書には、法第57条第２項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合に、令第112条の２第５項において準用する令第112条第５項に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに当該みなされた金額に係る他の関連法人の「⑾」の欄に記載された金額を合計した金額を記載すること。この場合において、「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額((6)と⑽のうち少ない金額)又は⑲　⑪」及び「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額((15)と⑯のうち少ない金額)　⑰」の各欄の記載に当たつては、その内書きした金額をそれぞれ「(6)」及び「⑮」の金額から控除して計算すること。

4　「当該関連法人における損金算入額等　⑺」の欄は、令第112条の２第５項において準用する令第112条第７項に規定する関連法人対象事業年度（第６号及び第８号において「関連法人対象事業年度」という。）に生じた同項第２号に規定する欠損金額のうち、当該関連法人において法第57条第１項の規定により令第112条の２第５項において準用する令第112条第７項に規定する前10年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第12項又は第13項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに法第57条第４項から第６項まで、第８項若しくは第９項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第20条第４項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりないものとされたもの及び法第57条第３項の規定により当該関連法人の同条第２項に規定する未処理欠損金額に含まないこととされたものの合計額を記載すること。